

<p>8 「略」</p> <p>查をした連結計算書類の一部であることを株主に對して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を株主に對して通知しなければならない。</p>	<p>8 「同上」</p> <p>查をした連結計算書類の一部であることを株主に對して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を株主に對して通知しなければならない。</p>
---	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

（会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令の一部改正）
第三条 会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令（令和三年法務省令第四十五号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>改正後</p> <p>附則 （失効） 第二条 この省令による改正後の会社法施行規則の目次（この省令により改めた部分に</p>	<p>改正前</p> <p>附則 （失効） 第二条 この省令による改正後の会社法施行規則の目次（この省令により改めた部分に</p>
---	---

○厚生労働省令第七十二号

母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第十六条第三項の規定に基づき、母子保健法施行規則の一部を改正する省令
 令和四年十二月二十六日
 母子保健法施行規則の一部を改正する省令
 母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）の一部を次のように改正する。
 次の表のように改める。

<p>この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中会社法施行規則第三百三十三条の改正規定及び第二条中会社計算規則第三百三十三条の改正規定は、令和五年三月一日から施行する。</p>	<p>（傍線部分は改正部分）</p> <p>限る。）並びに第三百三十三条（この省令により加えた部分に限る。）及び第三百三十三条の規定並びにこの省令による改正後の会社計算規則の目次（この省令により改めた部分に限る。）及び第三百三十三条の二の規定は、令和五年二月二十八日限り、その効力を失う。</p>
--	--

厚生労働大臣 加藤 勝信

<p>改正後</p> <p>附則 （母子健康手帳の様式） 第七条 法第十六条第三項の厚生労働省令で定める母子健康手帳の様式は、様式第三号又はその他これに類するものであつて厚生労働大臣が定めるもの、及び次の各号に掲げる事項を記載したものである。 一～三 （略） 四 妊産婦の健康管理及び乳幼児の養育についての相談窓口に関する情報 五～七 （略）</p>	<p>改正前</p> <p>附則 （母子健康手帳の様式） 第七条 法第十六条第三項の厚生労働省令で定める母子健康手帳の様式は、様式第三号又はその他これに類するものであつて厚生労働大臣が定めるもの、及び次の各号に掲げる事項を記載したものである。 一～三 （略） 四 （新設） 四～六 （略）</p>
---	--